

公開買付説明書の訂正事項分

(第9回)

2026年1月

カロンホールディングス株式会社
(対象者：株式会社マンダム)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	カロンホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	03-4563-9300
【事務連絡者氏名】	代表取締役 秋山 幸功
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	カロンホールディングス株式会社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、カロンホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マンダムをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなる

ことをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注10) 公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年9月26日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年12月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2026年1月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、①(i)公開買付者が、2026年1月9日付で、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd. 及びHibiki Path Advisors SPCとの間で、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.との間の2025年11月27日付応募契約の契約上の地位の移転及び当該移転に伴う応募契約の変更に関する合意書を締結したこと、及び(ii)対象者が2026年1月14日付で公表した「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、2026年1月13日付で、Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.から、対象者株式の非公開化に関する法的拘束力のある意向表明書を受領した旨を公表したこと並びに、②Hibiki Path Advisors Pte. Ltd. の所有株券等の数の記載方法に訂正すべき点が存在することに伴い、記載事項及び添付書類である2025年9月26日付公開買付開始公告（同年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付「公開買付条件等の変更の公告」、同年11月19日付「公開買付条件等の変更の公告」、同年11月27日付「公開買付条件等の変更の公告」、同年12月15日付「公開買付条件等の変更の公告」及び2026年1月5日付「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を、2026年1月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である2026年1月20日から、本書提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年1月29日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じましたので、これを訂正するとともに、上記公開買付開始公告を公開買付届出書の添付書類に追加するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
 - ① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
 - ② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
 - (vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯
- (3) 本公開買付けに関する重要な合意
- (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

1) 買付け等の期間

- ① 届出当初の期間

2) 買付け等の価格

算定の経緯

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

- ⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

8 買付け等に要する資金

2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

- ③ 届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

10 決済の方法

- (2) 決済の開始日

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

① 特別関係者

② 所有株券等の数

第5 対象者の状況

5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

I. 本公開買付けの成立前（現状）

<中略>

II. 本公開買付け成立後（2026年1月中旬）

<中略>

III. 本再出資（応募合意株主）（2026年1月下旬～2月）（予定）

<中略>

IV. 本再出資後（応募合意株主）（2026年1月下旬～2月）（予定）

<中略>

V. 本スクイーズアウト手続後（2026年4月下旬）（予定）

<中略>

VI. 本再出資（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）

<中略>

VII. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）

<中略>

加えて、公開買付者は、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯のとおり、対象者の株主である株式会社シティインデックスイレブンス（以下「CI11」といいます。）（2025年11月27日現在における所有株式数：100株、所有割合：0.00%）、野村絢氏（以下「野村氏」といいます。）（同年11月27日現在における所有株式数：4,502,300株、所有割合：9.97%）、株式会社シティインデックスファースト（以下「CIF」といいます。）（同年11月27日現在における所有株式数：4,495,600株、所有割合：9.96%）及び株式会社ATRA（以下「ATRA」といいます。）（同年11月27日現在における所有株式数：678,600株、所有割合：1.50%）（以下「応募合意株主（CI11ら）」と総称します。）との間で、2025年11月27日付で、公開買付者が本公開買付価格を2,520円以上に引き上げること及び公開買付期間を2025年12月18日まで延長することを条件として、応募合意株主（CI11ら）が同日時点での所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：9,676,600株、所有割合の合計：21.44%）を本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約（CI11ら）」といいます。）を締結し、また、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.（以下「応募合意株主（ひびき）」といいます。）との間で、2025年11月27日付で、(i)応募合意株主（ひびき）が同日時点での所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,496,700株、所有割合：5.53%）を本公開買付けに応募すること及び(ii)本公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、応募合意株主（ひびき）が、公開買付者との間で別途合意される時期に、CVCファンドにより新規に組成され、対象者株式を間接的に保有するリミテッド・パートナーシップに対し、又は公開買付者の間接的な親会社となる香港法準拠の新会社若しくはLumina Group Holdings Limitedに対し25億円の出資（以下「ひびき再出資」といいます。）（注13）を行うことができる内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約（ひびき）」といいます。）を締結しました。本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）の概要につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「③ 本応募契約（CI11ら）」及び「④ 本応募契約（ひびき）」をご参照ください。

<中略>

その後、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月24日以降、対象者の株主である小川香料株式会社（以下「応募合意株主（小川香料）」といいます。）（所有株式数：339,200株、所有割合：0.75%）に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、2026年1月4日、応募合意株主（小川香料）との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を電子メールで合意（以下「本応募合意（小川香料）」といいます。）いたしました。なお、公開買付者は、2026年1月5日、対象者に対し、応募合意株主（小川香料）との間で本応募合意（小川香料）を行った旨を通知いたしました。公開買付者は、本書の訂正届出書の提出に伴い、法第27条の第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年1月20日まで延長し、合計74営業日とすることといたしました。本応募合意（小川香料）の詳細につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「⑤ 本応募合意（小川香料）」をご参照ください。

<後略>

<前略>

I. 本公司買付けの成立前（現状）

<中略>

II. 本公司買付け成立後（2026年1月下旬）

<中略>

III. 本再出資（応募合意株主）（2026年2月）（予定）

<中略>

IV. 本再出資後（応募合意株主）（2026年2月）（予定）

<中略>

V. 本スクイーズアウト手続後（2026年4月下旬）（予定）

<中略>

VI. 本再出資（不応募合意株主）（2026年5月～6月）（予定）

<中略>

VII. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年5月～6月）（予定）

<中略>

加えて、公開買付者は、「(2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯のとおり、対象者の株主である株式会社シティインデックスイレブンス（以下「CI11」といいます。）（2025年11月27日現在における所有株式数：100株、所有割合：0.00%）、野村絢氏（以下「野村氏」といいます。）（同年11月27日現在における所有株式数：4,502,300株、所有割合：9.97%）、株式会社シティインデックスファースト（以下「CIF」といいます。）（同年11月27日現在における所有株式数：4,495,600株、所有割合：9.96%）及び株式会社ATRA（以下「ATRA」といいます。）（同年11月27日現在における所有株式数：678,600株、所有割合：1.50%）（以下「応募合意株主（CI11ら）」と総称します。）との間で、2025年11月27日付で、公開買付者が本公司買付価格を2,520円以上に引き上げること及び公開買付期間を2025年12月18日まで延長することを条件として、応募合意株主（CI11ら）が同日時点での所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：9,676,600株、所有割合の合計：21.44%）を本公司買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約（CI11ら）」といいます。）を締結し、また、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.（以下「旧ひびき」又は「応募合意株主（ひびき）」といいます。また、本合意書（本応募契約（ひびき））（以下に定義します。以下同じです。）の締結後は、新ひびき（以下に定義します。）を「応募合意株主（ひびき）」といいます。）との間で、2025年11月27日付で、(i)応募合意株主（ひびき）が同日時点での所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,496,700株、所有割合：5.53%）を本公司買付けに応募すること及び(ii)本公司買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、応募合意株主（ひびき）が、公開買付者との間で別途合意される時期に、CVCファンドにより新規に組成され、対象者株式を間接的に保有するリミテッド・パートナーシップに對し、又は公開買付者の間接的な親会社となる香港法準拠の新会社若しくはLumina Group Holdings Limitedに対し25億円の出資（以下「ひびき再出資」といいます。）（注13）を行うことができるることを内容とする公開買付応募契約（本合意書（本応募契約（ひびき））による修正を含みます。以下「本応募契約（ひびき）」といいます。）を締結しました。本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）の概要につきましては、下記「(3) 本公司買付けに関する重要な合意」の「③ 本応募契約（CI11ら）」及び「④ 本応募契約（ひびき）」をご参照ください。

<中略>

その後、公開買付者は、本公司買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月24日以降、対象者の株主である小川香料株式会社（以下「応募合意株主（小川香料）」といいます。）（所有株式数：339,200株、所有割合：0.75%）に対して本公司買付けへの応募に関する意向を確認し、2026年1月4日、応募合意株主（小川香料）との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公司買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を電子メールで合意（以下「本応募合意（小川香料）」といいます。）いたしました。なお、公開買付者は、2026年1月5日、対象者に対し、応募合意株主（小川香料）との間で本応募合意（小川香料）を行った旨を通知いたしました。公開買付者は、本書の訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年1月20日まで延長し、合計74営業日とすることといたしました。本応募合意（小川香料）の詳細につきましては、下記「(3) 本公司買付けに関する重要な合意」の「⑤ 本応募合意（小川香料）」をご参照ください。

その後、公開買付者は、旧ひびきより、2026年1月より旧ひびきが大手独立系運用機関である3D Investment Partners Pte. Ltd.（3DIP）（以下「3DIP」といいます。）に事業を統合したことと伴い、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てをHibiki Path Advisors SPC（以下「新ひびき」といいます。）に譲渡（以下

「ひびき間株式譲渡」といいます。) する必要が生じた旨の連絡を2026年1月5日付で受領し、その後、旧ひびきより、2026年1月15日付でひびき間株式譲渡を実施する旨の連絡を受領しました。これを受け、公開買付者は、2026年1月9日付で、旧ひびき及び新ひびきとの間で、本応募契約(ひびき)の契約上の地位の移転及び当該移転に伴う本応募契約(ひびき)の変更に関する合意書(以下「本合意書(本応募契約(ひびき))」といいます。)を締結いたしました。なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、旧ひびきは、新ひびきに対し、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てを無償で譲渡する予定であるため、新ひびきが法第27条の2第1項1号に規定される特別関係者に該当するか否かにかかわらず、当該譲渡は、法第27条の5第1項が禁止する公開買付けによらない買付け等に該当せず、同項に抵触するものではないと考えているとのことです。また、公開買付者は、対象者が2026年1月14日付で公表した「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2026年1月14日付対象者プレスリリース」といいます。)において、対象者が、2026年1月13日付で、KKR(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。)から2026年1月13日付意向表明書(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。)を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月29日まで延長することといたしました。

(注14) なお、旧ひびき及び新ひびきによれば、新ひびきは3DIPの傘下の法人であり、旧ひびきと同一のグループに属する法人ではないとのことです。

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

＜前略＞

その後、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月24日以降、対象者の株主である応募合意株主(小川香料)(所有株式数:339,200株、所有割合:0.75%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、2026年1月4日、応募合意株主(小川香料)との間で、本応募合意(小川香料)を行いました。なお、公開買付者は、2026年1月5日、対象者に対し、応募合意株主(小川香料)との間で本応募合意(小川香料)を行った旨を通知いたしました。公開買付者は、本書の訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年1月20日まで延長し、合計74営業日とすることといたしました。本応募合意(小川香料)の詳細につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「⑤ 本応募合意(小川香料)」をご参照ください。

(訂正後)

＜前略＞

その後、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月24日以降、対象者の株主である応募合意株主(小川香料)(所有株式数:339,200株、所有割合:0.75%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、2026年1月4日、応募合意株主(小川香料)との間で、本応募合意(小川香料)を行いました。なお、公開買付者は、2026年1月5日、対象者に対し、応募合意株主(小川香料)との間で本応募合意(小川香料)を行った旨を通知いたしました。公開買付者は、本書の訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年1月20日まで延長し、合計74営業日とすることといたしました。本応募合意(小川香料)の詳細につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「⑤ 本応募合意(小川香料)」をご参照ください。

その後、公開買付者は、旧ひびきより、2026年1月より旧ひびきが大手独立系運用機関である3DIPに事業を統合したことに伴い、ひびき間株式譲渡を実施する必要が生じた旨の連絡を2026年1月5日付で受領し、その後、旧ひびきより、2026年1月15日付でひびき間株式譲渡を実施する旨の連絡を受領しました。これを受け、公開買付者は、2026年1月9日付で、旧ひびき及び新ひびきとの間で、本合意書(本応募契約(ひびき))を締結い

たしました。また、公開買付者は、対象者が公表した2026年1月14日付対象者プレスリリースにおいて、対象者が、2026年1月13日付で、KKRから2026年1月13日付意向表明書を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月29日まで延長することとしたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯

(訂正前)

＜前略＞

(注2) 公開買付け（第三者候補者提案）の開始の前提条件として、(i)対象者取締役会による公開買付け（第三者候補者提案）に賛同する旨の意見表明に係る決議が変更又は撤回されていないこと、(ii)第三者候補者提案取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、第三者候補者提案取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等もなされておらず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと、(iii)対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないものの、又は、対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定める意味を有します。）で公表（同条第4項に定める意味を有します。）されていないものが存在しないこと、並びに(iv)国内外の競争法並びに国内外の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応につき、法令上の待機期間が存在する場合における当該待機期間の満了、及び、司法・行政機関等の判断等が必要な場合におけるその取得がすべて完了していること、又は、公開買付け（第三者候補者提案）の公開買付期間の末日までに当該期間が満了し、当該取得がすべて完了することが、合理的に見込まれると、第三者候補者が判断していることが記載されているとのことです。

対象者は、今後、第三者候補者との協議ややり取りを行うことなどにより、第三者候補者提案取引が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、また、第三者候補者提案取引が実現可能性のあるものであるかなどについて慎重に検討を行っていく予定とのことです。

(訂正後)

＜前略＞

(注2) 公開買付け（第三者候補者提案）の開始の前提条件として、(i)対象者取締役会による公開買付け（第三者候補者提案）に賛同する旨の意見表明に係る決議が変更又は撤回されていないこと、(ii)第三者候補者提案取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、第三者候補者提案取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等もなされておらず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと、(iii)対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないものの、又は、対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定める意味を有します。）で公表（同条第4項に定める意味を有します。）されていないものが存在しないこと、並びに(iv)国内外の競争法並びに国内外の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応につき、法令上の待機期間が存在する場合における当該待機期間の満了、及び、司法・行政機関等の判断等が必要な場合におけるその取得がすべて完了していること、又は、公開買付け（第三者候補者提案）の公開買付期間の末日までに当該期間が満了し、当該取得がすべて完了することが、合理的に見込まれると、第三者候補者が判断していることが記載されているとのことです。

その後、対象者は、第三者候補者であるKOHLBURG KRAVIS ROBERTS & CO. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含み、以下「KKR」といいます。）から、2026年1月13日付で、対象者株式に対する公開買付け（以下「KKR公開買付け」といいます。）及びスケイーズアウトを通じた対象者株式の非公開化（かかる一連の取引を以下「KKR提案取引」といいます。）に係る法的拘束力のある意向表明書（以下「2026年1月13日付意向表明書」といいます。）を受領したとのことです。2026年1月13日付意向表明書においては、KKR提案取引の1株当たり株式価値（公開買付価格）は3,100円とされているとのことです（注3）。また、2026年1月13日付意向表明書によれば、KKRは2026年1月下旬までにKKR公開買付けを開始することを目指すとのことですが、かかるスケジュールは対象者との協議・交渉の結果その他の理由により変更される

可能性があることであり、また、KKR公開買付けの開始には複数の前提条件が設けられているとのことです（注4）。

（注3） なお、2026年1月13日付意向表明書によれば、KKRは、KKR提案取引実行の資金を負債性資金及びKKRが運営するファンド等が拠出する資本性資金の組み合わせにより調達予定であり、2026年1月13日付意向表明書には、金融機関2行及び株式会社KKRキャピタル・マーケッツからの2026年1月8日付コミットメントレターの写しも添付されているとのことです。

（注4） 2026年1月13日付意向表明書において、KKR公開買付けの開始の前提条件として、（i）対象者の取締役会によるKKR公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議が行われており、撤回されていないこと、（ii）KKR提案取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと、（iii）対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいうとのことです。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有することです。）していないものが存在しないこと、（iv）KKRが対象者に対して提出した競争法及び対内直接投資に係る規制当局届出対象国の確定のための質問事項並びに腐敗防止・経済制裁等に関連するKKRにおける定型的なコンプライアンスに関する質問事項への回答を受領（KKRから更問がある場合の対応を含むとのことです。）し、かつKKR提案取引を実行するにあたり必要となる国内外の競争法及び対内直接投資に係る法令に基づく許認可等が、日本及びベトナムの競争法クリアランスのみであることの確認が完了したこと（その他の許認可等が必要となる場合、KKR公開買付けに係る公開買付期間内にそれらを取得できることが合理的に見込めること）、並びに（v）ベトナムにおける競争法事前届出に関する対象者の情報及び関連文書が対象者から交付されたことが記載されているとのことです。

対象者は、2026年1月13日付意向表明書を受領したことを踏まえ、2026年1月14日開催の取締役会において、本特別委員会に対し、KKR提案取引に係る委嘱事項（注5）を決議したとのことです。なお、当該取締役会には、西村元延氏及び西村健氏の2名は参加していないとのことです（注6）。また、対象者の監査役3名は全員出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（注5） 本特別委員会に対するKKR提案取引に係る委嘱事項は以下のとおりとのことです。

- ① KKR提案取引を実施することの是非（KKR公開買付けについて対象者取締役会が賛同するべきか否か、及び、対象者の株主に対してKKR公開買付けへの応募を推奨するべきか否か）を検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと。なお、①の検討に際しては、対象者の企業価値の向上に資するか否かの観点から、KKR提案取引の是非について検討・判断とともに、対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性及び手続の公正性について検討・判断するものとする。
- ② KKR提案取引が対象者の一般株主にとって公正なものであることについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること。

（注6） 対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役会長である西村元延氏及び代表取締役社長である西村健氏については、それぞれ本取引及びKKR提案取引に関して対象者との間で構造的な利益相反状態にあるため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

対象者は、今後、2026年1月13日付意向表明書の内容も踏まえて、KKRとの協議ややり取りを行うことなどにより、KKR提案取引が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、また、KKR提案取引が実現可能性のあるものであるかなどについて慎重に検討を行っていく予定とのことです。

（3）本公開買付けに関する重要な合意

（訂正前）

＜前略＞

④ 本応募契約（ひびき）

公開買付者は、2025年11月27日付で、応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）を締結し、応募合意株主（ひびき）が、応募合意株式（ひびき）（所有株式の合計：2,496,700、所有割合：5.53%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約（ひびき）を除いて、公開買付者と応募合意株主（ひびき）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、応募合意株主（ひびき）に対して本公開買付けへの応募に際して付与される利益はありません。

a) 応募合意株主（ひびき）は投資権限を有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募し、かつ、応募後、応募を撤回せず、応募により成立する買付等に係る契約を解除しないものとされています。

＜中略＞

その他、本応募契約（ひびき）においては、(i)相手方当事者（応募合意株主（ひびき））にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては応募合意株主（ひびき）を指します。以下、本④の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、本応募契約（ひびき）に定める表明及び保証（注）の重大な違反があった場合、(ii)相手方当事者につき、本応募契約（ひびき）に基づく義務の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。また、(i)公開買付者が本公開買付けを撤回した場合、(ii)本公開買付けが不成立となった場合、(iii)応募合意株主（ひびき）及び公開買付者が本応募契約（ひびき）を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として規定されております。

(注) 本応募契約（ひびき）において、応募合意株主（ひびき）は、公開買付者に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧反収賄等及び⑨株式に対する権利について、表明及び保証を行っております。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

④ 本応募契約（ひびき）

公開買付者は、2025年11月27日付で、応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）（本合意書（本応募契約（ひびき））による修正を含みます。）を締結し、応募合意株主（ひびき）が、応募合意株式（ひびき）（所有株式の合計：2,496,700、所有割合：5.53%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約（ひびき）を除いて、公開買付者と応募合意株主（ひびき）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、応募合意株主（ひびき）に対して本公開買付けへの応募に際して付与される利益はありません。

a) 応募合意株主（ひびき）は所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募し、かつ、応募後、応募を撤回せず、応募により成立する買付等に係る契約を解除しないものとされています。

＜中略＞

その他、本応募契約（ひびき）においては、(i)相手方当事者（応募合意株主（ひびき））にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては応募合意株主（ひびき）を指します。以下、本④の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、本応募契約（ひびき）に定める表明及び保証（注）の重大な違反があった場合、(ii)相手方当事者につき、本応募契約（ひびき）に基づく義務の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。また、(i)公開買付者が本公開買付けを撤回した場合、(ii)本公開買付けが不成立となった場合、(iii)応募合意株主（ひびき）及び公開買付者が本応募契約（ひびき）を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として規定されております。

また、本合意書（本応募契約（ひびき））において、旧ひびきは、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てが新ひびきに譲渡されたことを条件として、2026年1月15日（以下「本承継日」といいます。）付で、旧ひびきの本応募契約（ひびき）における契約上の地位及び権利義務の一切を新ひびきに移転し、新ひびきは、本承継日付で、当該地位及び権利義務を承継すること、並びに、公開買付者は、かかる契約上の地位が旧ひびきから新ひびきに移転すること及びこれにより本承継日をもって旧ひびきが本応募契約（ひびき）に基づき負っている一切の義務を免責されることについて、承諾する旨を合意しております。

(注) 本応募契約（ひびき）において、応募合意株主（ひびき）は、公開買付者に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧反収賄等及び⑨株式に対する権利について、表明及び保証を行っております。

＜後略＞

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

＜前略＞

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月上旬頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月上旬頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

＜後略＞

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年9月26日（金曜日）から2026年1月20日（火曜日）まで（74営業日）
公告日	2025年9月26日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年9月26日（金曜日）から2026年1月29日（木曜日）まで（81営業日）
公告日	2025年9月26日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い74営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い81営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

8 【買付け等に要する資金】

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間: 12ヶ月(期限一括弁済) 金利: 年利0.25% 担保: 対象者株式等	(1) タームローンA 10,000,000 (2) タームローンB 30,000,000 (3) ブリッジローン 20,000,000
計(b)				60,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、600億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年1月5日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間: 12ヶ月(期限一括弁済) 金利: 年利0.25% 担保: 対象者株式等	(1) タームローンA 10,000,000 (2) タームローンB 30,000,000 (3) ブリッジローン 20,000,000
計(b)				60,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、600億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年1月14日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年1月27日 (火曜日)

(訂正後)

2026年2月5日 (木曜日)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(訂正前)

<前略>

(2025年11月27日現在)

氏名又は名称	Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.
住所又は所在地	シンガポール共和国048619、ラッフルズプレイス9、リパブリックプラザ#26-01 (9 Raffles Place #26-01, Republic Plaza Singapore 048619)
職業又は事業の内容	投資顧問業
連絡先	連絡者 弁護士 森 祐輔 連絡場所 東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT EAST11階 敬和綜合法律事務所 電話番号 03-3560-5051
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 応募合意株主 (ひびき) は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、ひびき再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(訂正後)

<前略>

(2026年1月15日現在)

氏名又は名称	Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.
住所又は所在地	シンガポール共和国048619、ラッフルズプレイス9、リパブリックプラザ#26-01 (9 Raffles Place #26-01, Republic Plaza Singapore 048619)
職業又は事業の内容	投資顧問業
連絡先	連絡者 弁護士 森 祐輔 連絡場所 東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT EAST11階 敬和綜合法律事務所 電話番号 03-3560-5051
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 応募合意株主 (ひびき) は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、ひびき再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。なお、本合意書 (本応募契約 (ひびき)) において、旧ひびきは、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てが新ひびきに譲渡されたことを条件として、本承継日付で、旧ひびきの本応募契約 (ひびき) における契約上の地位及び権利義務の一切を新ひびきに移転し、新ひびきは、本承継日付で、当該地位及び権利義務を承継することとされており、当該地位及び権利義務の移転の効力が発生した後は、旧ひびきは、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当しないこととなります。

氏名又は名称	Hibiki Path Advisors SPC
住所又は所在地	ケイマン諸島 グランド・ケイマン島 アグランド・ハウス (Ugland House) 私書 箱309番 (P. O. Box 309) KY1-1104
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 弁護士 森 祐輔 連絡場所 東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT EAST11階 敬和綜合法律事務所 電話番号 03-3560-5051
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 応募合意株主（ひびき）は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、ひびき再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。なお、本合意書（本応募契約（ひびき））において、旧ひびきは、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てが新ひびきに譲渡されたことを条件として、本承継日付で、旧ひびきの本応募契約（ひびき）における契約上の地位及び権利義務の一切を新ひびきに移転し、新ひびきは、本承継日付で、当該地位及び権利義務を承継することとされており、当該地位及び権利義務の移転の効力が発生した後は、新ひびきが、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として予め記載しております。

②【所有株券等の数】

(訂正前)

<前略>

Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.

(2025年11月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24,967 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—	—
合計	24,967	—	—
所有株券等の合計数	24,967	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(訂正後)

<前略>

Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.

(2026年1月15日現在 (ひびき間株式譲渡前))

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	二 (個)	一 (個)	24,967 (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	二	—	24,967
所有株券等の合計数	二	—	24,967
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2026年1月15日現在 (ひびき間株式譲渡後))

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	0 (個)
新株予約権証券	二	二	二
新株予約権付社債券	二	二	二
株券等信託受益証券 ()	二	二	二
株券等預託証券 ()	二	二	二
合計	二	二	0
所有株券等の合計数	二	二	0
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

Hibiki Path Advisors SPC

(2026年1月15日現在 (ひびき間株式譲渡後))

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24,967 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	二	二	二
新株予約権付社債券	二	二	二
株券等信託受益証券 ()	二	二	二
株券等預託証券 ()	二	二	二
合計	24,967	—	—
所有株券等の合計数	24,967	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 旧ひびきは、新ひびきに対し、旧ひびきが投資権限を有する対象者株式の全てを譲渡することを予定しているところ、新ひびきは、当該対象株式の運用にあたり、第三者である投資運用業者に投資判断を委ねず、新ひび

き自身の投資判断において運用することを予定しています。

第5【対象者の状況】

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

(訂正前)

2025年11月4日、対象者は、2025年11月4日付対象者プレスリリースに記載のとおり、対象者において、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保することを目的として、本対応方針を導入する旨を公表しております。公開買付者は、2025年12月10日、対象者より、対象者が、2025年12月10日付で、第三者候補者から、2025年12月10日付意向表明書を受領した旨の伝達を受けております。

(訂正後)

2025年11月4日、対象者は、2025年11月4日付対象者プレスリリースに記載のとおり、対象者において、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保することを目的として、本対応方針を導入する旨を公表しております。公開買付者は、2025年12月10日、対象者より、対象者が、2025年12月10日付で、第三者候補者から、2025年12月10日付意向表明書を受領した旨の伝達を受けておりました。その後、公開買付者は、対象者より、対象者が、2026年1月13日付で、KKRから、2026年1月13日付意向表明書を受領した旨の伝達を受け、2026年1月14日付対象者プレスリリースの内容を通じて2026年1月13日付意向表明書の内容を認識しております。

公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで2026年1月14日付対象者プレスリリースの内容に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場ではなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	KOHLBERG KRAVIS ROBERTS & CO. L.P. (注1)
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	株式会社マンダム 普通株式
買付け等の期間	不明 (注2)
買付け等の価格	普通株式1株につき、3,100円 (予定)
買付予定の株券等の数	不明 (注3)
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	不明 (注3)

(注1) 買付け等の主体となる具体的な法人名は不明です。

(注2) 2026年1月13日付意向表明書によれば、KKRは2026年1月下旬までにKKR公開買付けを開始することを目指すとのことです。かかるスケジュールは対象者との協議・交渉の結果その他の理由により変更される可能性があるとのことであり、また、上記「(2) 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載のとおり、KKR公開買付けの開始には複数の前提条件が設けられているとのことです。

(注3) 2026年1月14日付対象者プレスリリースによれば、KKR提案取引は対象者株式の非公開化を目的としたものであるとのことであり、買付予定数の上限は付さないことを前提としているものと理解しております。